



TOKYO KISEN CO., LTD.
NO.2 YAMASHITA-CHO NAKA-KU YOKOHAMA.
PHONE. 045 (671) 7731

曳船料率表

東京汽船株式会社
横浜市中区山下町2番地
TEL. 045-671-7731
2025年5月1日改定

1. 基本料金

使用時間 1 時間当たり料金 08:00～17:00		
基本料金	特別割引料金	
	15,000 G/T 未満	5,000 G/T 未満
121,600 円	84,000 円	79,000 円

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は本船 G/T に関係なく基本料金を適用する。

料金計算方法

- 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは基地発～基地着とし、回航時間、スタンバイ、作業時間を含む。
 - 最初の 1 時間を超過した 30 分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の 1 時間未満は 1 時間として計算する。
 - 曳船出動後の作業取消しは、総額の 20%引とする。
- 尚、長期間・長時間を要する作業等における料金につきましては、御相談に応じさせていただきます。

2. 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

ア. 平日・土曜時間外割増	05:00～08:00	}	基本料金の	80%増
	17:00～23:00			
	23:00～05:00		基本料金の	100%増
イ. 日曜、祝日	05:00～23:00		基本料金の	80%増
	特定休日割増	23:00～05:00		基本料金の
特定休日……年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日				
日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日を休日とする。				

- 荒天作業割増、海上風速 15m/s 以上の場合 基本料金の 30%増
(気象台表示風速の 3 割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

第一、第二海堡及び東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業(但し、東京港、千葉港及び横須賀港に於ける本船離接岸作業を含まず)	基本料金の	100%増
--	-------------	-------

3. 特殊割増料金

(1) 港域内海難救助作業	基本料金の	50%増
港域外海難救助作業	基本料金の	100%以上増

(2) 消火作業割増

消火作業を行った時間に対して	基本料金の	50%増
----------------	-------------	------

尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。

(3) 危険作業割増	基本料金の	100%増
(爆発物積載船、タンカー及び LPG 船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれある場合)		

(4) 上記以外の特殊作業のある場合は、その都度作業の実態に即応し、船会社又は代理店と協議の上決定する。

4. 燃料油価格調整金 (BAF: Bunker Adjustment Factor)

- (1) 調整金の見直し実施は、毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日に行う。
1 時間当たりの調整金は、実施月から 3 ヶ月間は固定料金とする。
- (2) 見直しの基準とする燃料油価格は、見直し実施月の前々月から遡った 3 ヶ月間それぞれにおける月間平均値を単純平均したものとする。
- (3) 燃料油価格はリム価格(リム情報開発㈱が算定する京浜地区 0.5%硫黄分 A 重油市況価格)を指す。
- (4) 燃料油価格調整金は、1.の料金計算と同様の方法で計算し、曳船料金に付加する。
- (5) BAF タリフ表

燃料油価格(kL 当たり)	1 時間当たりの調整金	30 分当たりの調整金
40,000 円未満	0 円	0 円
40,000 円～ 59,999 円	5,000 円	2,500 円
60,000 円～ 79,999 円	7,500 円	3,750 円
80,000 円～ 99,999 円	10,000 円	5,000 円
100,000 円～119,999 円	12,500 円	6,250 円
120,000 円～139,999 円	15,000 円	7,500 円
140,000 円～159,999 円	17,500 円	8,750 円
160,000 円～	燃料油価格 2 万円上昇毎に調整金を 2,500 円加算	1 時間毎の半額

横浜区川崎区、千葉区 曳船料率表

横浜市西区みなとみらい 3-6-1
 みなとみらいセンタービル 19 階
 株式会社 新日本海洋社
 TEL : 045-212-4051
 2025 年 5 月 1 日 改定

基 本 料 金

	1 時間当り 08 : 00 ~ 17 : 00	
基 本 料 金	1 2 1 , 6 0 0 円	
特別割引料金	15,000G/T 未満	8 4 , 0 0 0 円
	5,000 G/T 未満	7 9 , 0 0 0 円

但し、荒天作業、海難防止作業、海難救助作業、その他特殊作業の場合は本船G／Tに関係なく基本料金を適用する。尚、料金に関しては、取引条件に応じて個別にご相談下さい。

1 料金計算方法

- (1) 料金計算方法は、使用時間により計算する。使用時間とは曳船の基点（注釈）から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- (2) 最初の 1 時間を超過した 30 分又は、その端数毎に基本料金の半額を加算する。但し、最初の 1 時間未満は 1 時間として計算する。
- (3) 曳船出動後の作業取消しは、総額の 20%引とする。

注釈 曳船の基点は、横浜区および川崎区は山下ふ頭 5 号（概位 35°26.9'N、139°39.7'E）、千葉区は出洲 2 号物揚げ場（概位 35°35.7'N、140°06.9'E）とする。

2 各種割増料金

(1) 時間外割増料金

ア 平日時間外割増	05:00~08:00	}	基本料金の……………	80%増
	17:00~23:00			
	23:00~05:00		基本料金の……………	100%増
イ 日曜、祝日	05:00~23:00	}	基本料金の……………	80%増
	特定休日割増 23:00~05:00			
	特定休日……年末年始 12 月 31 日~1 月 3 日		基本料金の……………	100%増

日曜日と国民の祝日が重なったときは翌日を休日とする。

- (2) 荒天作業割増、海上風速 15m／S 以上の場合 基本料金の…………… 30%増
 （气象台表示風速の 3 割増を海上風速とする）

(3) 特殊地域作業割増料金

ア 小柴崎地域の作業	基本料金の……………	50%増
イ 第一、第二、海堡及び東京地域、千葉地域、 横須賀地域の作業（但し、東京港、千葉港及び 横須賀港に於ける本船離接岸作業を含まず）	}	基本料金の… 100%増

横浜区川崎区、千葉区 曳船料率表

3 特殊割増料金

- (1) 港域内海難救助作業 基本料金の…………… 50%増
 港域外海難救助作業 基本料金の…………… 100%以上増
- (2) 消火作業割増
 消火作業を行なった時間に対して 基本料金の…………… 50%増
 尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算により別途加算する。
- (3) 危険作業割増 基本料金の…………… 100%増
 (爆破物積載船、タンカー及び LPG 船等の船舶に於いて海難が発生し、爆発のおそれある場合)

上記以外の特殊作業のある場合は、その都度実作業の実態に即応し船会社又は代理店と協議の上決定する。

4 バンカーサーチャージ (BAF)

- (1) BAFはすべて船型に適用する。
- (2) BAFはRIM価格を基準とする。
(リム情報開発株式会社が算定する東京湾A重油海上バージスポット価格です。
RIM価格はリム情報開発株式会社の登録商標です。)
- (3) 見直し方法
 - ア BAFの見直しは3ヶ月間毎に行う。
 - イ BAF算定の燃料油価格(A重油)はRIM価格(1KL当り)とし、
算定期間は、見直し月の前月を除く3ヶ月間の平均価格とする。
 - ウ BAFの見直し実施は、毎年、1月1日、4月1日、7月1日、10月1日に行う。
一時間当たりの調整料金は、実施月から3ヶ月間は固定料金として適用する。
 - エ BAFタリフ

A重油R I M価格 (キロリットル当たり)	1 時間当たりの調整料金	その後 3 0 分毎に
40,000 円未満	適用せず	
40,000 円 ～ 59,999 円	5,000 円	2,500 円
60,000 円 ～ 79,999 円	7,500 円	3,750 円
80,000 円 ～ 99,999 円	10,000 円	5,000 円
100,000 円 ～ 119,999 円	12,500 円	6,250 円
120,000 円 ～ 139,999 円	15,000 円	7,500 円
140,000 円 ～ 159,999 円	17,500 円	8,750 円
160,000 円 ～	以降A重油R I M価格が 20,000 円上昇毎に調整料金を 2,500 円加算	1 時間当たりの調整金の半額

5 曳船料率表の変更

曳船料率表の内容に変更がある場合は、その内容について、実施の2か月前までに当社ホームページ (<https://www.snkaiyosha.co.jp/>) にて通知する。

以上

横浜区、川崎区、千葉港 曳船料率表

神奈川県横浜市中区本町 1 - 3
株式会社ダイトコーポレーション
TEL : 045-201-8858
令和 7 年 3 月 1 日 改訂

<https://www.daitocorp.co.jp/business/tugboat/>

料率表		
1時間当たり 08:00 ~ 17:00		
基本料金	122,040円	
特別割引料金	15,000G/T未満	81,240円
	5,000G/T未満	76,200円

但し、荒天作業、海難防止作業（デッドシップ状態等）、海難救助作業、その他特殊作業の場合には、本船 G/T に関係なく本船 15,000G/T 以上の基本料金を適用する。
尚、作業料金については、取引条件に応じてご相談に応じます。

1. 料金計算方法

- イ 料金計算方法は使用時間に依り計算する。使用時間とは曳船が基地から作業場所迄往復するに要する時間を含むものとする。
- ロ 最初の1時間を超過した場合には、30分毎に基本料金の半額を加算し、30分未満の端数は30分として基本料金の半額を加算する。但し、最初の1時間未満は1時間として計算する。
- ハ 本船側の都合による待機時間は使用時間に算入する。
- ニ 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。

2. 各種割増料金

- (1) 時間外割増料金
- イ 平日 早朝・夜間・深夜 17:00~08:00 基本料金の100%増
 - ロ 土曜・日曜・休日 及び 特定休日割増 終日 基本料金の100%増

(備考) 休日とは、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」に規定された休日。
特定休日は、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日の年末年始。

(2) 荒天作業割増料金

海上風速(15m/S以上)の場合……………基本料金の30%増
(気象台表示風速の3割増を海上風速とする)

(3) 特殊地域作業割増料金

- イ 小柴崎地域の作業……………基本料金の50%増
ロ 第一、第二、第三海堡 及び 東京地域、千葉地域、横須賀地域の作業
(但し東京港、千葉港 及び 横須賀港に於ける本船離着岸作業を除く)
……………基本料金の100%増

3. 特殊作業割増料金

- イ 港域内海難救助作業……………基本料金の50%増
港域外海難救助作業……………基本料金の100%以上増
ロ 消火作業
消火作業を行った時間に対して……………基本料金の50%増
尚、上記消火作業に消費した化学消火剤費用は実費計算に依り別途加算する。
ハ 危険作業……………基本料金の100%増
(爆発物積載船、タンカー船、LNG船 及び LPG船等の船舶に於いて海難が
発生し、爆発のおそれがある場合)

上記以外の特種作業を行う場合は、実作業の実態に即応し船会社 又は 代理店と
協議の上、その都度決定する。

4. 燃料油価格調整料金 (BAF)

添付、燃料油価格調整料金表 (BAF) に定める。

以上

4 燃料油価格調整料金 (B A F)

燃料油価格調整料金表(BAF) (適用: 横浜港・川崎港・千葉港)	
A重油海上リム価格 キロリットル当り	1時間当たりの調整料金
40,000円未満	適用せず
40,000円～ 59,999円	5,000円
60,000円～ 79,999円	7,500円
80,000円～ 120,000円	10,000円
120,001円～ 140,000円	12,500円
140,001円～ 160,000円	15,000円
160,001円～	以降、A 重油2万円上昇毎に 調整料金を2, 500円加算

注 1) この B A F は、全ての船型（総トン数）に適用する。

注 2) 最初の 1 時間未満は、1 時間として計算する。1 時間を超過した場合は、30 分毎に調整料金の半額を加算する。（現行の曳船作業基本料金の計算方法と同じ）

注 3) この B A F は、早朝、夜間、深夜、日曜、休日、特定休日（年末年始）等の割増し料金の対象とはしない。

注 4) この B A F は免税扱いとする。但し本船が内航船の場合は消費税対象とする。

注 5) この B A F の見直し実施は、毎年 1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日に行う。1 時間当たりの調整料金は、実施月から 3 ヶ月間は固定料金として適用する。

注 6) 見直しの基準とする A 重油海上リム価格は、見直し実施月の前々月から遡った 3 ヶ月間の月間平均値を採用し、これにより適用する調整料金を確定する。

注 7) A 重油海上リム価格（上記注 6：3 ヶ月間の中値月間平均値）が 40,000 円/キロリットルを下回った場合には、この B A F は適用しない。

注 8) 海上リム価格は、リム情報開発株式会社の登録商標です。

以上